

公益社団法人日本へら鮎プロ認定協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人日本へら鮎プロ認定協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県いなべ市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、へら鮎釣りの普及及び振興を図り、地域住民の健康の保持増進、余暇活動の充実並びに青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロライセンス資格認定事業
- (2) 講座、セミナー及び育成事業
- (3) 社会貢献・普及事業
- (4) 競技大会に関する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の社員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の社員となった者
- (2) 名誉会員 当法人に功労のあった正会員で、理事会が推薦し社員総会において承認された社員
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人
- (4) 準会員 当法人の事業に賛同する個人であって、へら鮎プロライセンスの受験資格を有する者

2 前項の正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする

(入会)

第6条 当法人の正会員として入会しようとする者は、へら鮎プロライセンス登録の有資格者であり理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 賛助会員、準会員として入会しようとする者は前条一項に定める趣旨に賛同した者で、理事会の承認を受けなければならない。

3 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも当法人を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第 13 条 社員総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員及び名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員及び名誉会員が出席し、出席した当該正会員及び名誉会員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により又は電磁的方法により又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 社員総会により議決権を行使する正会員及び名誉会員は、前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の議事録には、議長及び出席した正会員及び名誉会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、若干名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第 9 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 役員は無報酬とする。ただし、理事に対しては、社員総会において定める報酬総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また監事の報酬を支給する場合には個別に社員総会で定める。
- 2 理事の報酬等の支給基準は、社員総会で定められた報酬総額の範囲内で、理事会において別に報酬規程を定めることとする。

(役員責任免除)

- 第27条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 当法人に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号及び第 2 号については定時社員総会に報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局及び支部、委員会

(事務局)

- 第 42 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議により選定・解職し、職員は会長が任免する。
 - 4 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(支部の設置)

- 第 43 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、必要な地に支部を設置することができる。
- 2 支部に支部長及び支部役員を置く。
 - 3 支部長候補及び支部役員候補は、理事会で承認する。
 - 4 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の議決により別に定める。
 - 5 支部は理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。

第 11 章 補 則

(細則)

- 第 44 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

山田 義行	岐阜県海津市海津町沼新田 1 6 8 番地 2
尾口 栄治	岐阜県関市桜台 2 丁目 7 番 1 8 号
瀬瀬 和弘	岐阜県揖斐郡池田町上田 1 番地の 1
芦原 竜児	三重県四日市市生桑町 1 7 1 9 番地 7
原田 道雄	三重県鈴鹿市稲生町 9 4 3 6 番地の 5 1

- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3 この定款の変更は、令和 7年4月1日から施行する。